

公 告

八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定（機械設備関係部門）

次のとおり公告します。

令和6年2月2日

国土交通省 九州地方整備局
八代河川国道事務所長 宗 琢万

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定（機械設備関係部門）（以下「協定」という。）は、八代河川国道事務所（以下「事務所」という。）が直轄管理を行う河川又は道路において、災害が発生した場合等に備え、あらかじめ特定の企業と協定締結をすることで、迅速に緊急時の応急復旧工事等を実施するための体制を確立するものであり、もって流域住民や道路利用者等の安全確保及び早急な施設の保全・復旧に努め、社会経済に与える影響を最小限とすることを目的としたものである。

(2) 協定の対象施設、設備要件及び業務内容

公募する協定の対象施設、設備要件及び業務内容は、表-1のとおりとする。

(3) 協定設備

基本協定の対象設備は、八代河川国道事務所が直轄管理する機械設備とする。

(4) 協定期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

(5) 協定を締結する企業の特定

- 1) 本協定の締結を希望する企業は、技術資料（様式-1）を協定対象施設毎に提出するものとする。
- 2) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって下記設備区分の協定対象施設毎に協定対象企業を特定する。ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。
また、設備区分及び設備区分内での重複申請は認めるものとする。

表-1

設 備 区 分	協 定 対 象 施 設	協定対象企業予定数
排水ポンプ設備	九日町排水機場	1 程度
	舟戸排水施設	1 程度
	渡排水施設	1 程度
	今村排水施設	1 程度
水門設備	球磨川堰	2 程度
	新前川堰	1 程度
	樋門・樋管設備	2 程度
トンネル換気設備	二見トンネル換気設備	1 程度
	新赤松トンネル換気設備	1 程度
	新佐敷トンネル換気設備	1 程度
	新津奈木トンネル換気設備	2 程度

設 備 区 分	協 定 対 象 施 設	協定対象企業予定数
トンネル消火設備	二見トンネル消火設備	1 程度
	新赤松トンネル消火設備	2 程度
	新佐敷トンネル消火設備	2 程度
	湯治トンネル消火設備	1 程度
	湯浦トンネル消火設備	1 程度
	新津奈木トンネル消火設備	1 程度

(6) 本協定締結後の作業の請負契約

- 1) 本協定締結後に災害が発生した場合等にあつて、当事務所が作業の実施が必要と判断した場合は、当事務所は協定を締結した企業（以下「協定企業」という。）に対して、必要となる作業の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は作業の請負契約を速やかに締結するものとする。
- 2) 1) に該当する場合であつて、当事務所が諸般の事由から対象となる協定企業に作業を実施させることが適切でないと判断した場合は、同設備区分内の他の協定企業の了解を得て、必要となる作業の実施の要請を行うことができるものとし、この場合は当該企業を相手として作業の請負契約を速やかに締結するものとする。
- 3) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務または工事を行わない。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度の機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
また、設備区分が「トンネル消火設備」については、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度の機械設備工事または暖冷房衛生設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 緊急事態発生に伴う協力要請があつた場合、指示のあつた施設へ技術者が速やかに到着できること。
- (5) 別表－1にある設備区分毎の設備要件を満たす工事で、元請けとして完成した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。又は、設備区分毎に設備要件を満たす点検整備で、元請けとして完了した履行実績を有すること。
- (6) 九州地方整備局管内に派遣技術者が所属する部署等の拠点を有すること。
- (7) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象者は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する社を対象とする。
- (8) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒866-0831 八代市萩原町1丁目708-2
 国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所
 担当：河川管理課（内線330）
 電話 0965-32-8120（河川管理課直通）

- (2) 技術資料等説明書及び協定参加申請書(様式-1)の交付期間、場所、
- ① 交付期間： 公告日から令和6年2月19日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
 - ② 交付場所： 〒866-0831 八代市萩原町1丁目708-2
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 河川管理課
 - ③ 交付方法： 手渡し及び事務所のホームページからのダウンロードにより交付する。
- (3) 協定参加申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間： 公告日から令和6年2月19日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
 - ② 提出場所： 〒866-0831 八代市萩原町1丁目708-2
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 河川管理課
 - ③ 提出方法： 持参又は郵送等 (郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。) により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

別表－1

対象設備区分毎の設備要件及び応急対策業務内容

機械設備関係（河川）

設備区分	協定対象施設	設備要件	業務内容	備考
排水ポンプ設備	九日町排水機場 舟戸排水施設 渡排水施設 今村排水施設	排水を目的とした陸上ポンプ設備 又は水中ポンプ設備	水防時及び災害時等の設備 の故障復旧及び支援	
水門設備	球磨川堰 新前川堰 樋門・樋管設備	河川用水門設備	水防時及び災害時等の設備 の故障復旧及び支援	

機械設備関係（道路）

設備区分	協定対象施設	設備要件	業務内容	備考
トンネル換気設備	二見トンネル換気設備 新赤松トンネル換気設備 新佐敷トンネル換気設備 新津奈木トンネル換気設備	道路トンネル用換気設備	災害時の設備故障等による 復旧及び支援	
トンネル消火設備	二見トンネル消火設備 新赤松トンネル消火設備 新佐敷トンネル消火設備 湯治トンネル消火設備 湯浦トンネル消火設備 新津奈木トンネル消火設備	道路トンネル用消火設備または、 揚排水ポンプ設備、ビル等建築物 のポンプを使用した消火設備	災害時の設備故障等による 復旧及び支援	

住所 八代河川国道事務所： 八代市萩原町1丁目708-2
 八代出張所： 八代市麦島東町1-2
 人吉出張所： 熊本県人吉市願成寺町1288番地

別表－２ 設備区分毎の有資格技術者について

設備区分	協定対象施設	技術者の資格等
排水ポンプ設備	九日町排水機場 舟戸地区排水施設 渡地区排水施設 今村地区排水施設	①又は②に該当する技術者の人数 ① 1級又は2級ポンプ施設管理技術者 ②排水ポンプ設備の製作・据付工事又は点検・整備に関し実務経験年数が別表－3のと通りの者
水門設備	球磨川堰 新前川堰 樋門・樋管設備	①又は②に該当する技術者の人数 ① 1級又は2級土木施工管理技士 ②水門設備の製作・据付工事又は点検・整備に関し実務経験年数が別表－3のと通りの者
トンネル換気設備	二見トンネル換気設備 新赤松トンネル換気設備 新佐敷トンネル換気設備 新津奈木トンネル換気設備	トンネル換気設備の製作・据付工事における主任技術者又は点検・整備における管理技術者としての実務経験を有する者
トンネル消火設備	二見トンネル消火設備 新赤松トンネル消火設備 新佐敷トンネル消火設備 湯治トンネル消火設備 湯浦トンネル消火設備 新津奈木トンネル消火設備	①～③に該当する技術者の人数 ①トンネル消火設備の製作・据付工事における主任技術者又は点検・整備における管理技術者としての実務経験を有する者 ② 1級又は2級土木施工管理技士 ③消防設備士 甲種第1類、乙種第6類

別表－3 技術者の必要な実務経験年数

学歴	必要な実務経験年数	
	指定学科を修めた者	指定学科以外の者
大学卒業後	2年以上	3年以上
短大・高専卒業後	3年以上	4年以上
高校卒業後	5年以上	6年以上
その他	8年以上	

なお、ここでのいう指定学科とは「機械工学に関する学科」とする。